

# 市議会だより 安芸

## 第72号

平成29年 3月 1日発行

編集

議会広報特別委員会

発行

安芸市議会

平成28年安芸市議会第4回定例会



大山(恋人の聖地) & 夕日

### 【目次】

常任委員会審査報告	P 2～P 3
一般質問	P 4～P 15
議案等の審議結果	P 16～P 17
3月定例会会期日程(予定)	P 18
議会日誌	P 18
編集後記	P 18

22日	討論、採決、閉会
21日	委員長報告、質疑、 一般質問
20日	一般質問
19日	一般質問
14日	産業厚生委員会
13日	総務文教委員会
12日	質疑、委員会付託
8日	提案理由説明 開会、議案上程、 12月定例会(第4回定例会)

〔議会日程〕

# 常任委員会審査報告

## 総務文教委員会

### 議案第99号

#### 権利の放棄に関する件

回収が不可能となった市民会館使用料等の債権を放棄するもので第3回定例会において、継続審査となっていたもの。

**問** 使用料の納付期限はいつか。再発防止対策は。

**答** 納付期限については、当時使用した日から大体1カ月後にしていた。

現在は、営利目的の使用については、使用当日に追加が必要となったものを除き、使用料を前納してもらうこととしており、これを徹底する。

〔賛成全員で可決〕

### 議案第125号

安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例

県人事委員会勧告の趣旨に沿って、一般職の職員に勤奨手当を改正することに準じて、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率を0・05月分引き上げるもの。

#### 反対討論

市長、副市長、議員等の給与を上げることについて議員が議決すること自体おかしい、謙虚に1回ぐらい否決すべきである。

〔賛成多数で可決〕

### 議案第126号

安芸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の規定に基づき、県人事委員会勧告の趣旨に沿って、一般職の職員の勤奨手当の支給率を0・1月分引き上げるもの。

#### 反対討論

人事委員会の勧告は大企業との比較で行われているが、市の職員は転勤もないことから安芸市内の企業と比較すべきであり、引き上げるべきではない。

〔賛成多数で可決〕

### 議案第127号

安芸市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

報酬の支給方法に新たに職についてした場合の日割り計算及び月割り計算による支給方法を規定するとともに、家庭相談員等について通勤手当を支給するため改正するもの。

〔賛成全員で可決〕

### 議案第128号

安芸市市税条例等の一部を改正する条例  
地方税法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、法人市民税について法

人税割の税率を引き下げる等の改正をするともに軽自動車税について種別割への名称変更、環境性能割の創設等の改正をするもの。

**問** 環境性能割の新設により増税になるのか。

**答** 県税であった自動車取得税が廃止になって、市税として環境性能割が新設されるもので自動車取得税から税率の変更はない。

〔賛成全員で可決〕

### 議案第131号

東川辺地総合整備計画変更の件

東川辺地総合整備計画において整備しようとする公共的施設に林道江川別役線を追加すること等の変更をするもの。

#### 反対討論

林道が開設され市に移管された場合、その管理が大変であることから反対する。

〔賛成多数で可決〕

平成28年安芸市議会第4回定例会は、12月8日から22日まで開催され、条例の改正、補正予算など32件の議案等を審議いたしました。また、一般質問は、19日、20日、21日の3日間に10人の議員から市政全般について質問がありました。

委員会審査及び一般質問の主な内容は、次のとおりです。

産業厚生委員会

議案第129号

安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国保財政の健全化のため、国民健康保険税の医療分の所得割を7・2%から8・0%へ、後期高齢者支援金の所得割を2・3%から2・6%へ、介護納付金の所得割を2・4%から2・5%へ税率改正するもの。

問 保険給付費の増加の原因の一つであるC型肝炎の新薬について、国等へ要望は行ったのか。

答 市長会や市議会議長会でそれぞれ県・四国・全国へ要望書を提出している。

問 ただ税率を上げるだけではなく、国保会計の状況等を広報等で普段から市民に啓発していくことが大事ではないか。

答 広報等に掲載し十分周知していく。

反対討論

非課税世帯に影響ないとはいえ、大半の加入者に負担を求めるものであり、国庫負担増による国保税の引き下げ、保険証の取り上げや機械的な滞納制裁の中止、貧困打開による制度の再建など抜本的改革を求め反対とする。

「可否同数。」

委員長採決により可決」

議案第130号

安芸市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定める必要があるため、本条例を制定するもので、改正の要旨は、地域の実情や法令に定める条件を考慮し、農業委員会委員の定数を14人及び新設される農地利用最適化推進委員の定数を9人と規定するとともに、農地利用最適化推進

委員の報酬額を新たに定め、農業委員会委員の報酬額を改正するもの。

反対討論

農業委員の公選制を廃止して市町村長の任命に変更すること、農業委員の定数半減、農地利用最適化推進委員を新設した上で「意見の公表、建議等」を削除していることから、農業委員の農民の代表機関としての役割を弱め、農業委員が形骸化する、地域と地権者に信頼されなくなるといった批判がある。地域の農業者の声を農地管理や農政に反映させることが求められると考えることから反対する。

「賛成多数で可決」

議案第132号

和解及び損害賠償の額の決定に関する件

安芸市火葬場業務委託契約に係る受託者の負傷事故に伴う損害賠償請求について、市の安全配慮義務違反と受託者の損害との間に因果関係が存在するとの裁判所の見解が示されたため和解し、損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるもの。

果関係が存在するとの裁判所の見解が示されたため和解し、損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるもの。

問 委託契約は個人とは結ばない、労働契約について問題はなかったか。

答 委託契約ではなく労働契約に極めて近いということと、労働契約については既に和解し議会へも説明している。今後はこのようなことがないよう徹底する。

「賛成全員で可決」

おことわり

一般質問の編集に当たりましては、1ページ枠（文字と写真・イラスト併用可）及び、2ページ枠（質問・答弁をそれぞれ1500文字以内の文字のみですが、質問、答弁がそれぞれ1500文字に足りない場合には空白が生じます。）を各議員の選択にて行っています。一般質問、常任委員会審査報告、視察報告等の文体は、「〜である。」調で表記しています。



一般質問



宇田卓志  
(立志会)

1 安芸市および安芸市土地開発公社の土地売買契約について

安芸市土地開発公社が、昭和57年12月27日に個人の方と契約している。契約金額は173万5140円で、一帯の住環境整備を目的とした小集落地区改良事業用地として取得している。

問 昭和58年に契約し未だ登記されてないが、目的は達成できたか。小集落地区改良事業は現在まだやっているか。

答 大城財産管理課長  
達成できたと思う。事業はもうやっていない。

問 契約当時の土地所有者は誰か。

答 大城財産管理課長  
契約相手の父名義で登記があった。

問 所有者と契約したのか。

答 大城財産管理課長  
相続人の1人であり、土地の使用者であった方と契約している。

問 所有者でないことを知りながら契約したのか。

答 大城財産管理課長  
登記名義人が亡くなっていたので、その相続人と契約している。

問 土地に抵当権等の他人の権利が設定されているか。

答 大城財産管理課長  
抵当権の設定がある。

問 契約書では、所有権移転の必要書類は売主が提出する、となっている。提出されたか。

答 大城財産管理課長  
提出されてないものがある。

問 契約書では所有権移転登記が完了した時支払い請求が出来る、とあるが、移転登記は完了しているか、請求書はあるか。

答 大城財産管理課長  
移転登記はない。保存年限が過ぎ、今は存在しないので請求書は確認できない。

問 土地の抵当権等権利の消滅が出来ぬ場合解約できるとあるが、消滅出来てないのになぜ解約しなかったのか。

答 大城財産管理課長  
通常、相続人全員と契約する。このケースでは、相続人の1人でしかなかった相手方と契約している。

問 大城財産管理課長  
ことごとく契約違反しているにもかかわらず、お金を支払い、かつ解約もしないのどうしてか。

答 大城財産管理課長  
そのような解約規定はない。

問 所有権者に金銭を支払ったか。誰にいくら支払ったのか。

答 大城財産管理課長  
支払の書類は残っていない。

問 誰に幾ら支払ったかわからない、請求書もない、領収書もない、移転登記もされてない、担保も設定されたまま。それをわかって契約している。所有権移転登記せずに公金が支出決定出来るのか伺う。

答 大城財産管理課長  
当時の規則ではできない。

問 所有権者が死亡している場合どの様に契約を交わすのか。

答 大城財産管理課長  
所有権移転登記していない、建物も登記簿上残っている、他人の抵当権等設定されたままで普通支出行の行為は出来ないはずが、公金が支出されていて、誰にわたったか不明。

問 所有権移転登記していない、建物も登記簿上残っている、他人の抵当権等設定されたままで普通支出行の行為は出来ないはずが、公金が支出されていて、誰にわたったか不明。

架空の取引が疑われる以下の事項について伺う。  
一、建物等除去補償契約書  
二、建物等買収除去補償契約書  
三、確約書。  
四、預かり書。  
五、土地売買契約書。

以上5件の書類につきそれぞれ黒塗りにして隠されている部分の住所氏名を伺う。

答 大城財産管理課長  
支払いは支出負担行為書が証拠。支払い相手方の住所氏名も記されている。支払いがなかったという憶測は自由だが、根拠ないまま疑うのはおやめいただきたい

疑うのはおやめいただきたい

問 誰と誰が、いつ幾らで、何の目的で購入したか。  
答 大城財産管理課長  
安芸市の依頼を受けた安

安芸市の依頼を受けた安

い。プライベートに配慮してイニシャルでお答えする。四は司法書士の方、ほかは全てM・K氏である。

**問** 四の書類以外は全てがM・K氏の住所氏名だそうだが、それぞれの書類の筆跡が違う。

一、二、三、は安芸市職員もしくは同和对策課長の書いた書類と筆跡が同じである。

確認を願う。

**答** 大城財産管理課長  
同じかどうかは、わかりかねる。

**問** 五、の売買契約書の筆跡は、安芸市職員の書いた「伺い書」と全く同じ筆跡である。確認をねがう。

**答** 大城財産管理課長  
同じかどうかは、わかりかねる。

これらの書類全てが偽造されており、公務員の文書偽造は刑法違反であり、当該土地売買は架空取引であったと確信している。

**問** 本件土地の、安芸市と土地開発公社の売買契約について、所有者、抵当権等登記簿で確認したか。

**答** 大城財産管理課長  
確認する書類が残っていないのでわかりかねる。

**問** いつ、幾らで、何の目的で購入したか。

**答** 大城財産管理課長  
安芸市が小集落地区改良事業のため公社に先行取得を依頼していた土地を引き取った。

**問** 土地開発公社の所有でないことを知りながら買ったのか。

**答** 大城財産管理課長  
登記は第三者対抗要件ではあるが、登記がないからといって所有権がないわけではない。現在の取引とは違和感があるが、当時の規則には沿ったものであった。

**問** 安芸市は契約時当該土地が土地開発公社所有の土地でないことを知りながら366万円余の金額を支払

い、所有権移転登記をしなかった。

これら違法もしくは不当な公金の支出は安芸市に損害を与えており補填する措置を講ずべきとおもいますが、市長の見解を伺う。

**答** 横山幾夫市長  
それについては訴訟が始まったばかりだが、そのような認識はない。

**問** この土地は、現在利用又は使用しているか。その計画はあるか。

**答** 大城財産管理課長  
空き地のままで、他にも多数ある市有残地の状況である。

**問** このような杜撰な契約行為、正義感の無い隠ぺい主義、責任を取ろうとしない公務員体質をどの様に改善していくか、土地開発公社理事長である副市長の見解を伺う。

**答** 小松敏伸副市長  
登記と支払の関係は、財務規則を見直して、平成11年からは会計事務規則とし

て定めている。また、請求書等の保存年限は5年がルール。30年前の書類は基本的にない。

一般質問



山下正浩  
(立志会)

1 計略的で違法な住宅新築資金等貸付金に係る嘱託登記

問 「貸付金950万円については弁済を受けていない。1000万円については貸し付けていない」と嘘八百の答弁を繰り返しているが①未だにそう思っているのか伺う。②「嘱託登記」は債権者の安芸市が、債務者の借受人が行うものか伺う。③そうであれば、どうして市自らが虚偽の「登記嘱託書」を作成して登記を行ったのか伺う。登記嘱託書が唯一真実ではないのか。④昭和54年10月22日付、(イ)登記嘱託書の記載事項の読み上げを願う。(ロ)54年1月25日に年利2%で950万

円貸し付けて、抵当権設定は常道の同日設定とせず、意図的に9カ月も遅らして、10月19日に設定をしておる。その理由を伺う。⑤54年12月24日付、(イ)登記嘱託書の記載事項の読み上げを願う。(ロ)債権額950万円の弁済を受けたので抵当権を抹消したという事ではないのか伺う。摩訶不思議な事に、貸し付けてから僅か11カ月で弁済を受けておる。(ハ)弁済を受けてなければ、どうして市自らが抹消登記をしたのか伺う。(ニ)950万円は明確に弁済されておる伺う。(ホ)950万円弁済を受けたと安芸市から嘱託書副本を添付し、法務局に申請されたので受付、抵当権を抹消したという事ではないのか伺う。⑥「登記簿謄本」記載事項の(イ)乙区の順位番号1番の読み上げを願う。(ロ)借受人は住宅金融公庫から、55年5月15日に年利5.05%で借入れ、住金は常道の同日に順位番号1番として抵当権を設定しておる伺う。(ハ)乙区の順位番号

2番の読み上げを願う。(ニ)借受人は高知信用金庫から、55年6月9日に年利9.8%で借入れ、高知信金も常道の同日に順位番号2番として抵当権設定をしておる伺う。⑦住宅新築資金等貸付条例第3条第1項の条文を伺う。だったら市は貸し付けは出来ない。⑧貸付条例第13条及び第1項第2号の条文を伺う。両社からの借入れは契約書・条例等に抵触し違法行為である。悪質極まる。副市長は担当課長であった平成14年度の時点で、此れ等の違法な一連の貸し付けは、十二分に把握をしていたが、意図的に何等手立てもしておらん。バレルとは思わなかったであろう。⑨安芸市・住宅金融公庫・高知信用金庫それぞれ利息を伺う。⑩安芸市の利息は2%、高知信用金庫は安芸市より約5倍の9.8%。低利の借入金を弁済してわざわざ高利に借り替える馬鹿は何処にもおらん。副市長個人だったら其の様な事をしますか、何

等かの思惑があつて市がそうさせたものである伺う。⑪昭和55年8月13日付、(イ)登記嘱託書の記載事項の読み上げを願う。(ロ)1000万円を貸し付けておるのは事実である伺う。(ハ)市は54年1月25日に1000万円貸し付けていながら、抵当権設定は借受人が、両金融機関から借入れが出来る様に、計略的に両金融機関を先順位とし優位にさせ、それを十分見届けてから、計略的に1年7カ月も遅らして、55年8月13日に抵当権設定をして、計略的に劣位とした。⑫市は54年1月25日に950万円と1000万円の2口、合計1950万円を貸し付けておる伺う。⑬貸付条例(貸付金の限度)等5条の条文を伺う。1950万円の貸し付けは出来ん、違法である。登記申請には虚偽の登記防止の観点から、登記権利者と登記義務者の共同申請によるとされているが、安芸市の登記申請は、本来役所は悪い事はしないという性善説によ

るところの、市単独で出来る嘱託登記である。安芸市は其の事が出来る幹部が、其の制度を逆手に取り悪用して、登記申請をして貸し付けておる。⑭同日に2口違法に貸し付け、弁済を受けた950万円については行方不明、副市長その行方を伺う。

答 小松副市長

①登記簿上はそのような記載になっているが、会計帳簿等から950万円の弁済は受けていないし、決算書類等から1000万円を貸した事実はないと理解している。

②安芸市である。

③平成23年以来議会答弁の中で繰り返しお答えしてきたとおり、登記嘱託が事実に基づかなかつた。

答 大城財産管理課長

④(イ)登記の目的は、抵当権設定。原因は、昭和54年1月25日金銭消費貸借の昭和54年10月19日設定契約。債権額950万円、利息年

2%。債務者として相手方の住所氏名があり、抵当権者は安芸市、設定者は相手方の住所氏名。受付日は昭和54年10月22日、受付番号第3751号である。

**答 小松副市長**  
 (ロ)わからない。調査をしたが当事者の証言も得られなかった。

**答 大城財産管理課長**  
 ⑤(イ)登記の目的、昭和54年10月22日受付第3751号抵当権抹消。原因は、昭和54年12月24日弁済。  
 (ロ)弁済の事実はともかく、嘱託書記載はそれとおりである。

**答 小松副市長**  
 (ハ)わからないが、抵当権の順位を意図的に操作した疑いがある。

**答 横山市長**  
 (ニ)会計帳簿の記録から弁済していないことが確認できている。

**答 小松副市長**  
 (ホ)登記はそれとおりである。

**答 大城財産管理課長**  
 ⑥(イ)抵当権設定昭和55年5月15日受付。原因は、昭和55年5月15日金銭消費貸借同日設定。債権者は、住宅金融公庫。債権額金400万円、利息年5・05%。  
 (ロ)それとおりである。

(ハ)抵当権設定、昭和55年6月9日受付。原因は、昭和55年6月9日金銭消費貸借同日設定。債権額は金750万円、利息年9・80%。抵当権者は高知信用金庫。  
 (ニ)登記からはそううかがえる。

⑦住宅新築資金の貸し付けの対象となる者は、前条第1項の者で次の各号に該当するものとする。という定めで、その1号として、他の方法では必要な資金の貸し付けを受けることができないと認められる者。となっている。

⑧市長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、償還期限前に借受人に対し

貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。  
 ⑨安芸市が2%、公庫が5・05%、信金が9・8%であった。

**答 小松副市長**  
 ⑩はっきりしたことはわからない。

**答 大城財産管理課長**  
 ⑪(イ)登記の目的は、抵当権設定。原因は、昭和54年1月25日金銭消費貸借の昭和55年8月13日設定契約。債権額1000万円、利息年2%。債務者として相手方の住所氏名があり、抵当権者は、安芸市。

**答 小松副市長**  
 (ロ)答弁の繰り返しになるが、貸付けていない。

**答 大城財産管理課長**  
 (ハ)登記上はそう見える。  
 ⑫登記はあるが、貸付の実態はない。

⑬1項では、一の貸付対象者に対して貸付けることができる住宅新築資金等の限

度額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。とある。

**答 小松副市長**  
 ⑭1000万円は貸していない。だが、貸したという書類があるとか、いろいろな矛盾があることは承知している。

平成23年には弁護士、司法書士の第三者委員会で調査したがわからなかった。後に議会の百条委員会も調査したが、やはり40年の時の壁は大きく、わからないというのが実態だったと思う。

一般質問



尾原進一  
(こころざし自由の会)

1 市長の行政姿勢について

(1)市長に就任して3年3カ月を経過したが、現在の心境を伺う。

問 市長公約である新火葬場建設、小・中学校の給食センターの完成等の、実績を残している状況である。市民の長年の悲願でもあったこれらの最重要課題は、もとより市職員の総合的な取り組みの結果と思う。

市長の現在の心境を伺う。又、来年の夏は任期4年となるが合わせて伺う。

答 横山市長

公約に掲げた本市の喫緊の課題に向けて、市民の皆様や議会の理解、支援をいただきながら職員と一丸と

なって全力で取り組んできた。

中でも、新火葬場や学校給食センターの整備は、長年にわたる市民の切実な要望であり、供用開始できたことは大きな成果と感じている。

南海トラフ地震対策では、避難タワーの建設や保育所の浸水区域外への移転統合など津波対策の加速化に取り組んできた。

産業振興では、次世代型施設園芸ハウスの整備支援や、サポートハウスの建設を力強く推進してきた。また、高速道路の整備促進、学童保育所の充実、まちづくり懇談会の再開など、公約に掲げた重点施策についても一定の成果が示せたと考えている。

産業振興をはじめ、新庁舎建設、小中学校の高台移転を含む統合など、1期4年では、やり遂げることができない重要課題が山積している。

また、市の総合計画や総合戦略に掲げたまちの将来

像を実現するためには、まだ道半ばであり、1期4年は余りにも短い。市民の皆様が支持がいただけるなら、引き続き、市政を担当させていただきたい。

(2)新庁舎建設について伺う。

問 現在に至る新庁舎検討委員会、庁舎建て替え位置の検討委員会の経緯を伺う。又、市職員のアンケート実施の結果を伺う。

答 大城財産管理課長

平成25年11月から27年3月までの検討委員会では、東庁舎は耐震改修ではなく建て替えることを決定したが、候補地の決定には至らなかった。27年には、市役所職員意見の聴き取りをしたが、現地、移転に賛否両論あった。また、市内各地区のまちづくり懇談会で市民意見の聴き取りを行った。そして、本年6月からは、大学教授などによる建設地検討委員会での災害対策、まちづくり、利便性など様々な観点からご意見をいただいている。

答 横山市長

検討委員会の答申を1月中に受ける。3月には市の方針を決定して、議会、そして市民の皆様にお知らせする。



学校給食センター



杜の聖苑

一般質問



米田 佐代子  
(公明党)

1 緑豊かな町づくり  
自然を活かした町  
づくり

**問** 緑豊かな町づくりについては、12月11日にタートルマラソンが開催するが、安芸駅前どおりの街路樹が剪定されている状態だ。

**答** 市長歓迎の言葉に、おもてなしの心を大切にところが、とても残念だ。なぜ、あのタイミングだったのか伺う。

**問** 竹部建設課長  
今年度は、街路樹の生育がよく、枝が電線や車、自転車などに接触したり、道路標識が見えない状態になった為、例年より約1ヶ月早くなったが剪定した。



街路樹のナンキンハゼ

**問** 市民の声は一長一短あると思うが、せめて、タートルマラソンが終わった後で剪定する方向性を持ち、今後、取り組んで頂きたいと強く要望するが伺う。

**答** 竹部建設課長  
街路樹が、道路や民地に落葉すると、景観を損ねたり、滑りやすくなる。沿線住民の清掃の労も計り知れない。また、剪定後の、花の植栽作業や年末の剪定業者の確保、交通量等、総合的に考慮して剪定している。

**問** 自然を活かした町づくりについて伺う。  
地方創生の中、官民一体となり、疲弊している地方を盛り上げていこうと市民が安芸市の目玉となる利活

用は出来ないかと相談を受けた8月16日以後の川北乙の山の整備について其の後の対応を伺う。

**答** 横山市長  
進入道路の整備をはじめ費用対効果等の面で課題があり、現時点では市において利活用する考えはない。

東山公園、内原野公園、大山岬公園等、安芸市には素晴らしい所が沢山ある。素晴らしい所が沢山ある。が、地域地域でその良さを發揮して子供達が遊べる場所づくりも必要ではないか今後の市の対応に期待する。

2 地域、職場の安全  
を守る「要」防災  
士になろう

**問** 防災士とは、NPO法人「日本防災士機構」が認証する資格であるが、10月31日現在で、全国で11万余りの方がおられるが、この資格を習得するのにどのような試験があるか、本市では現在何名の方がおられるのか、又、費用の助成制度

の取り組みを伺う。

**答** 小松危機管理課長  
機構が認証する研修を受けた後、受験することとなる。研修内容は、防災士の役割や防災対策、避難と避難行動等である。平成27年度末で28名が登録されており、市の助成制度を活用すれば、自己負担なしで取得できる。

3 安心で安全な町にする為の取り組み

**問** 11月の児童虐待防止推進月間で取り組んだ事伺う。

**答** 山崎福祉事務所長

11月の1ヶ月間、市役所東庁舎南面に児童虐待防止推進月間の啓発用垂れ幕を2本設置他、保育所、小学校や関係機関等にポスターとリーフレットを配布。また11月広報に児童虐待やオレンジリボンの記事を登載し啓発をおこなった。

**問** 虐待で亡くなった6割以上が0歳である実態を踏まえ虐待の原因を予防する

ことが重要だ。その為の子育て世代包括支援センター、安芸市版ネウボラの取り組みを伺う。

**答** 島中市民課長  
現在、ニーズ把握調査や、母子保健コーディネーター養成研修への職員派遣などを行っている。

今後、母子保健計画などへ位置づけを行い、平成30年度に設置する計画である。

**問** 現在、運転免許保有者の高齢化が進み、加齢による認知機能や身体機能の低下が原因で、全国的に大きな事故が後を絶たない状況である。

高齢者ドライバーの事故を防ぐ為、免許自主返納したら、期間限定の元氣バス無料やタクシー券配布とか考えられないか伺う。

**答** 植野総務課長

高齢者の事故の実態を広報等で周知するとともに、免許自主返納に対する特典については、民間の協力店を募っていくことについて検討する。

一般質問



川島 憲彦  
(日本共産党)

1 くらいし支援と国保

**問** 国保は制度の構造的な問題があるがどんな認識か  
伺う。

**答** 畠中市民課長

高齢者の割合が多いことから所得水準が低く、医療費水準も高く、構造上の課題と考えている。

**問** 国保の赤字の原因は国の負担割合の削減にあると考えるが、執行部の認識を伺う。

**答** 畠中市民課長

平成17年度以降、国の負担割合が順次引き下げられているが、引下げ分は、県調整交付金で措置されている。高知県は所得水準が低いことから、調整交付金が

増額措置されている。

**問** 貧困化の中で国保税の負担は限界にきていると考えるが、認識を伺う。

**答** 畠中市民課長

国保は、医療費から国等の公費分を除いた額を国保税として被保険者が負担している。

医療費が増加すれば税負担も高くなるざるを得ない。

**問** 今議会の国保税の引き上げは一層の生活苦を押し付けることとなり、国保税の引き上げには反対をする。今後国保税の引き上げの繰り返しになることが想定されるが認識を伺う。

**答** 畠中市民課長

平成30年度から、財政基盤の強化が図られる。国保財政の厳しい問題は、国全体で基盤強化について考えるべきだと考える。

**問** 国保への国の負担割合の引き上げと安芸市の一般会計からの繰り入れを行い、市民負担の増大を防ぐこと

が必要だが考えを伺う。

**答** 畠中市民課長

市単独で一般会計から繰り入れをするのではなく、国全体として国保財政の基盤強化について考えていくべきだと考える。

**問** 国保加入者の所得増を図ることが不可欠となっている。安芸市ができる所得向上策についてそれぞれの担当課の今後の市民への支援策を伺う。

**答** 山崎商工観光水産課長

商工業の振興策については、各種補助金があるが、既存の事業者を継続させるための経営指導を商工会議所が行っており、商工会議所の意見を聞き、他に支援策があれば、検討したい。

**問** 医療費の増大を防ぐには早期発見・早期治療は欠かせず、市民負担を軽減し、各種検査は原則無料とするなどの対策が必要だ。今後の対応を伺う。

**答** 畠中市民課長

特定健診については、2年連続で検査を受けた人は、半額にする改正をしている。

**問** 国保税の滞納を理由に「資格証明書」や無保険となった人が医者にかかれず、重症化・死亡する事例は、全国各地で起こっている。資格証明書や短期証の発行の中止を求めるが、考えを伺う。

**答** 畠中市民課長

資格証明書などの発行は、納付相談などをするを目的に実施している。また、資格証明書の方が、診療が必要となった場合は、特別の事情を把握し、短期保険者証を交付している。

**問** 困りごとへの相談窓口の設置が自治体に義務付けられている。安芸市の現状

と今後の対応を伺う。

**答** 山崎福祉事務所長

生活困窮者の相談窓口については、福祉事務所の窓口及び生活困窮者自立促進支援事業を社会福祉協議会に委託し、生活相談支援センターあきを窓口として設置し自立支援をおこなっている。

**問** 市民の移動確保の為に元氣バスを下山地域や安芸町内の南部にも運行することを求めるが考えを伺う。

**答** 植野総務課長

元氣バスは、公共交通の空白地帯への移動手段を確保するために運行している。下山地区は、国道を民間のバスが運行していることから、元氣バスの運行には至っていない。新たな路線の運行については、地域の交通手段の現状、需要動向、安全運行が可能な道路状況などを総合的に検討する必要がある。

一般質問



徳久研二  
(こころざし自由の会)

1 「今後5年間における重点政策」について

**問** 看護学校設立に向けた調整について、これまでの経過と県・市町村・医療機関の合意の見通しについて問う。

**答** 島中市民課長

平成28年7月に医療機関、学校法人、安芸市と関係団体等で調整を行い、年度内に一般社団法人を設立して、平成31年4月看護学校の開校に向けて取り組んでいくことを確認している。  
この間、県や東部の市町村に理解を得るために情報提供と協議を行っている。

**問** 市役所庁舎の建て替え

について、年度内に現地で建て替えか、移転かの方針(案)を決定するとのことだが、市の整備方針を市民に理解をもらうために、どういった手法を考えているのか問う。

**答** 横山市長

都市計画マスタープランを策定予定で、公共施設の再配置も考えていく。公聴会など、市民の合意を得ながら進めていく。

一方、庁舎は地震倒壊の危険があり、マスタープランに先行して場所決定することになる。

**問** ゆず加工施設の移転について、向こう5年間のうちに移転に着手ができるのか、何が障害になっているのか、具体的な課題と見通しについて問う。

**答** 国藤農林課長

東浜の現ユズ加工施設は津波浸水区域にあるため、果汁の最大の取引先であるミツカンから高台移転を要請されている。現時点ではJA内部の協議調整も十分に

に整っておらず、具体的な見通しを示せる状況にない。

**答** 野川企画調整課長

ユズ加工施設の移転先としては、内原野地区童謡の里公園を予定し、現在適地調査を実施している。予定地は、都市公園区域に指定されており、現在、除外の手続きを行っている。その他、県道の整備や未買収用地の取得などの課題がある。

**問** 地域優良賃貸住宅(若者向け市営住宅)について、平成31年度建設工事の予定となっているが、入居条件はどのように考えているのか問う。

**答** 野川企画調整課長

若者向け市営住宅の入居条件としては、市内の子育て世代や若者などの単身世帯を考えている。

**問** 若者向け定住住宅については、市街地は民間賃貸住宅を活用して家賃補助での支援、郡部へは戸建ての市営住宅を建設してはどうかと考えるが、若い世帯へ

の住宅政策はどういった形を考えているのか問う。

**答** 野川企画調整課長

住宅需要調査を踏まえ、住宅に対するニーズと課題を整理し、住宅政策を進めたい。先行的に、若い世帯に対する住宅支援として、本年11月から結婚を機に新たに住宅を購入、または賃貸する際に要した住居費や引っ越し費用に対して補助金を交付している。

**問** 分譲目的の住宅団地の整備は、もう既に地区別の造成地のめど、そして分譲区画数などは計画ができて

**答** 野川企画調整課長

住宅団地の整備については、津波浸水区域外で候補地を検討し、現在、3カ所に絞っており、住宅需要調査の結果を踏まえ本年度には候補地を決定したい。  
分譲区画数は、開発可能面積などの調査を行い整備計画を策定することとしており、29年度にはお示しできる。

**問** 統廃合を含めた小中学校の高台等への移転問題について、中学校は1校、小学校は2校に移転統合した際の整備方針(案)が示されたが、統合のめどは何年度を考え、教育関係者や教育機関との調整、保護者や地域との協議は、どの時点で行っていかうのか問う。

**答** 横山市長

移転・統合の時期につきましては、諸課題の解決案も示しながら、住民の皆様

**答** 藤田学校教育課長

新年度に入ってから、各学校の保護者はもちろん各地域への説明会を随時実施していき考えである。説明会でも出された意見等については、議会や教育機関等へ情報発信し、協議を進めていきたいと考えている。

一般質問



山下 裕 (新政の風)

1 志国高知幕末維新博について

(1)観光客を引き込むための施策は

問 安芸市歴史館の入館目標が8000人と、設定が低い、市の観光振興と景気拡大を図る施策について伺う。

答 山崎商工観光水産課長

観光協会、商工会議所、JA、ボランティアガイド等各種民間団体等で組織する「はばたけ弥太郎安芸市推進委員会」が主体となり、できるだけ安芸市に滞在して頂き、お金を使って頂くような周遊プランを検討したいと考えている。

問 歴史館周辺観光地の歴

史資源の掘り起こしとして、五藤家墓所を周遊観光地に取り組む必要があるのでは。

答 山崎商工観光水産課長

体験される方の時間的な制約、墓所が離れた場所にあること、五藤家の所有であること、駐車場もないことから、現在検討している周遊プランには入っていない。しかし、墓所を希望される方がおり、所有者である五藤家の承諾が得られれば検討したいと考えている。

問 伊尾木洞への10月11月の観光バスは何台来たか伺う。

答 山崎商工観光水産課長

20台、508人がツアーに参加している。

問 多くの観光客が訪れているが、現状の仮設トイレでは安芸市の恥になると思う。今後の対応を伺う。

答 横山市長

現時点では、景観等に配慮し、トイレの周りに応急的な目隠しの設置も必要と考えている。

なお、今後も旅行ツアー

等も増えると感じており、常設の公衆用トイレは必要と考えている。現在、有利な財源を探しており、対象となれば、設置しなければならぬと考えている。

問 幕末維新博では畑山や東川地域の観光食材をPRし全国に広めれば、中山間振興と経済効果を期待できるが如何か。

答 横山市長

「食」のPRについても、機会あることにしてはいるが、集中的なPR方法については、知恵をいただきたいと思っている。

問 市長は小学校を2校に統合を前提との事だが、検討委員会ではそのような答申は出ていないはずだが。

答 横山市長

おっしゃるとおり。将来的な動向と地域の事情等を総合的に勘案して検討を重ね、2校案でいく事とした。

2 南海地震対策について

問 2校への統廃合は地域が衰退することは目に見えているがどう考えるか。

答 森田教育長

まちづくりも含めた将来ビジョンをしっかりと持ち、移転・統合後の学校施設の利活用等について、地域の方々と協議していく必要がある。

問 伊尾木地区には地域住民を十分に受け入れる避難所がなく、小学校の高台移転は住民の安心安全にも繋がるのでは、如何か。

答 小松副市長

避難施設には、一次避難施設と一定の長期間避難する二次避難施設がある。今後は、学校も含め、公共施設の移転等、長期的視野に立った整備計画を考えていく必要がある。

3 市の貧困対策は

問 生活困窮支援法が施行されたが、過去3年間の生活保護率の推移を伺う。

答 山崎福祉事務所長

25年度末16・9パーミル、26年度末17・2パーミル、27年度末18・5パーミルと増加傾向にある。

問 子どもの貧困対策はどのような支援を重視しているのか伺う。

答 山崎福祉事務所長

子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、安芸市においても就労支援に最も力を入れている。

4 ICT授業の取り組みについて

問 現在取り組んでいる小中学校は何校か。

答 森田教育長

小学校3校・中学校2校で取り組んでいる。

問 児童の教育格差が出ないように、今後の取り組みについて伺う。

答 森田教育長

効果や児童の関心度は高いと考えているので、今後導入に向けて取り組みを進めていく。

一般質問



長 野 弘 昌  
(こころざし自由の会)

1 移住政策からみる  
人材確保について

問 移住相談件数と実績は。

答 野川企画調整課長

28年度は12月13日現在で、移住相談件数54件、移住者数は48組84人となっている。

問 県農業会議は地域の担い手となる新規就農者の確保・育成に取り組んでおり、産地提案型安芸市農業体験ツアーを年明け予定。新規就農実績と受け入れ態勢は。

答 国藤農林課長

概ね過去5年間で、大阪から4人、奈良から1人の計5人が本市に移住して新規就農している。品目はナスが4人、シシトウが1人である。JA・県安芸農業

振興センター、市農林課等で構成する「安芸市担い手支援協議会」が受入窓口となり必要に応じて移住専門相談員等にもつないでいる。

問 介護人材確保の自治体事例として島根県浜田市の定住促進策。県・市・事業所が連携した新たな補助制度等、検討できるのでは。介護人材確保について伺う。

答 畠中市民課長

介護職員の確保について安芸市では、人材育成を柱とした「介護人づくり塾」を立ち上げている。

また、安芸福祉人材バンクでは、求職者向けのセミナーや介護福祉就職面接会、キャリア教育支援事業などさまざまな事業を行なっている。

高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた場所安心して暮らせるよう、他市町村の取り組みなどの情報を集め、介護人材の確保に結びつく支援について、検討していく。

問 国保の一般会計からの法定外繰入について伺う。

答 横山市長

一般会計からの繰り入れについては、C型肝炎の治療に伴い、医療費が急激に増大したため、一時的に一般会計から国保特別会計へ繰入れをするもので、5年間、毎年1億円を一般会計から国保特別会計へ繰入れするのではなく、5年間で赤字を解消するものである。

問 看護学校誘致に向けた将来的な学生確保を伺う。

答 畠中市民課長

学生確保の取り組みについては、県の看護学生の奨学金制度に上積みする形で、安芸広域市町村圏事務組合で新たに奨学金制度を創設し、学生確保の支援をしていきたい。

2 安芸市の情報発信

問 市役所ホームページの多言語化を検討しては。

答 植野総務課長

外国人の観光客の誘致対策としても有効と考える。幕末維新博の開幕までに、ホームページの多言語利用ができるようにする。

問 今年度ふるさと納税の件数と寄付金額、多店舗展開や今後の取り組みを伺う。

答 山崎商工観光水産課長

12月20日現在の入金ベースでは、4017件、約7489万円で昨年の寄付額を超えている。

今後については手数料は増えるが、露出度が増えるランクに登録するとともに、品揃えも充実させ、各種イベント等でPRし、寄付を増やす取り組みを行いたい。

阪神キャンプではマスメディアによる阪神II安芸市のイメージ戦略が図られた。

例えば、球団関係者の方に、高知県観光大使の様に安芸の大使になっていただく。

関西大学との連携協定もあり、今後関西圏で安芸市のラジオCMを行っては。

3 高知版ファミリーサポートセンター

問 ニーズ、今後の展開は。

答 野川企画調整課長

市内の保育所や小学校に子どもが通っている全954世帯を対象に設置に向けたニーズ調査を実施した。回収率は50%で、その内167世帯がセンターを利用したい、32世帯が援助できるといった結果であった。

答 横山市長

利用ニーズもあり、移住・定住・子育て支援等、働きやすい子育て環境につながることから、運営主体や会員登録の準備を経て、来年の12月の開設に向けて取り組む。



高知県移住・就職相談会（12/10・大阪会場）

一般質問



安 藝 久美子  
(日本共産党)

1 環境問題について

問 旧火葬場について

新火葬場の供用開始による旧火葬場の解体時期と費用は、跡地は行き止まりであり、解体後は駐車場がもちろん必要である。一部公園にするようなことを聞いたが所見を伺う。

答 植野環境課長

解体時期は、平成29年度を予定。解体費用は、現在実施しているダイオキシン類の事前調査終了後、積算する。

旧火葬場の跡地は、お墓参りに訪れる方々の車の旋回スペースや駐車場、西浜墓地の拡充を検討している。

問 墓地制度について

環境課で、『お墓のトラブルに巻き込まれないように』というパンフレットをもらったが、これによると『個人や不動産業者、石材店等が墓地の造成をして、宅地のように分譲することは出来ない』とある。

安芸市には、市営墓地の他に霊園などが無い。市営墓地は、空きが出れば広報で募集するというが、今後の墓地の造成計画を伺う。

答 小松副市長

市営墓地の応募状況からも不足を感じている。

穴内では、自動車道建設で墓地移転を余儀なくされる方のため、市営墓地を計画している。29年度造成工事、30年度に永代貸付けの予定だが、空きが出れば一般公募する。また、火葬場跡地にも市営墓地を計画している。このほかにも新たな墓地、民間霊園への働きかけの検討も必要ではないかと考えている。

問 新火葬場「杜の聖苑」をグループで見学。私たち

のように見学の希望があると思うが所見を伺う。

答 植野環境課長

市民から見学の希望があれば、一定人数のそろったグループや団体などを単位に、友引や火葬の無い時間帯におもてなしの心を持って案内する。

2 教育行政について

問 複式学級について

伊尾木小の4・5年生の複式学級を見学。積極的な子どもたち同士の教え合いや理解できているかの確認に感心した。先生は、子どもの目線で両方の学年を教えていた。

安芸市の複式学級の現状と工夫、支援体制を伺う。

答 森田教育長

小学校9校ある中5校で複式学級運営が実施され、教員は1人で指導にあっていることから、席配置等の工夫によって、的確な指導が出来るよう努めている。常日頃から、複式学級の指導研究が教員同士でされて

いるが、現状の複式学級運営は1人の教員で授業が実施されている。

問 就学援助制度について

就学援助は、生活に困窮している児童・生徒に給食費や学用品費等が7月に支給される。入学準備金については、本来、必要とされる3月に繰り上げ支給をする自治体が増えている。

安芸市の現状と支給額、入学準備金の繰り上げ支給についての所見を伺う。

答 藤田学校教育課長

就学援助費の認定は、前年度所得に基づく当該年度の住民税が確定する6月頃に判定をし、支給しているのが現状である。

入学準備金は小中とも新生入生のための支給となるが、小学校で2万470円・中学校で2万3550円を支給している。

前倒し支給となると、所得の変動により申請時の内容と実際の生活状況が著しく乖離する可能性や、国基準単価が新年度に決定され

ることから、現段階では前倒し支給は考えていない。今後については、他自治体の動向も見ながら判断していくべきと考える。

一般質問



小松進也  
(こころざし自由の会)

1 安芸高・桜ヶ丘高との連携協定

**問** 安芸市は東部地域のハブシティで、東部で唯一高等学校が2校もあり、両校は各々の強みを生かした地域貢献をしている。今回の安芸高校と安芸桜ヶ丘高校とのフレンドシップ協定への思いを問う。

**答** 横山市長

両高校は、これまでも市や地域の取り組みに積極的に参加、協力していただいております。まちづくりの大きな活力となっている。この協定を機に、幅広い分野で高校生たちに関わっていただき、郷土愛を育み、市の将来を担っていただけるよう期待している。

**問** 相乗効果を問う。

**答** 横山市長

本市は、大学や企業などとも包括協定を締結しており、これらの協定とのマッチングや地域を巻き込むことで、新たな取り組みにつながることを期待している。

**答** 森田教育長

保幼小中高連携教育の推進などで、両高校の知名度アップにもつながることを期待している。

これを機に地域の子ども・担い手は「地域で育て教育し」、「地域愛の礎を築き」、「ふるさととして帰ってこれる環境を守り」、今まで以上の整備を願う。

2 染井・安芸統合新保育所おひさま

**問** 人口減少・働き手不足・女性が活躍出来る環境整備・景気回復による就労機会増が予測される「子育てしやすい町が住みやすい町である」。新保育所では、7時30分開所・18時30分閉

**答** 横山市長

人口減少・働き手不足・女性が活躍出来る環境整備・景気回復による就労機会増が予測される「子育てしやすい町が住みやすい町である」。新保育所では、7時30分開所・18時30分閉

所を願う。又、女性の結婚・育児による離職者抑制に土曜おかまい保育や病児病後児保育の支援を重ねて願う。

**答** 山崎福祉事務所長

新保育所の11時間保育の実施が可能かまたどうすれば可能なか保育士も含め検討している。子育ての環境の変化にできるだけ対応できるように進めていく。土曜保育の午後からの実施はすぐには困難と考えるが、病児・病後児保育については、継続して支援していく。

3 公共施設等総合管理計画

**問** 昨年から要望していた公共施設等総合管理計画がようやく策定されました。策定前の本市施設インフラ計画を市長は、どう感じ、また、策定後は施設インフラ計画をどう進めるのか。

**答** 横山市長

これまでの施設整備は、社会情勢や施設需要に対応してきた結果であると認識している。人口減少が進む

中、同規模の施設を維持する事は財政的に困難な見通しであり、施設の集約や複合化を行う必要がある。

4 市長挨拶の小中学校移転統合の件

**問** なぜ、小学校2校への移転統合を前提としたのか。また、中学校1校はどこへ統合するのか。考えを問う。

**答** 横山市長

子ども達が安心して充実した教育を受けるためには、南海トラフ地震による津波浸水区域外への移転が最も重要であると共に教育環境を整備する等、市の財政状況の中で集中投資ができる

**答** 横山市長

子ども達が安心して充実した教育を受けるためには、南海トラフ地震による津波浸水区域外への移転が最も重要であると共に教育環境を整備する等、市の財政状況の中で集中投資ができる

**答** 横山市長

中学校の移転は、津波浸水区域外で新設を前提に進めていく考えである。

**問** 答申での指摘課題とは何か。保護者・地域・議会に、どの様に説明し理解納得して頂くのか考えを問う。

**答** 藤田学校教育課長

検討委員会からは学習環

**問** 市民の合意が大前提だが平成29年度中に枠組みが出来た後の計画工程を問う。

**答** 横山市長

保護者・地域の意見を集約した後、移転統合の枠組みを決定したいと考える。決定後は速やかに建設に向けて取り組みを進めていく。

**問** この案が高台移転を加速させる理由と有意義な財源投資を集中させ、県下の教育環境を作るのか問う。

**答** 横山市長

統合することによって、集中投資が可能となり、教育環境面や防災環境面等の充実が図れると考える。

境や防災環境の現状に対する課題が出ています。今後は、子ども達の目線に立って現状と課題を示しながら、進めていきたいと考えています。

**問** 教育長は、どう感じ、受止めているのかを問う。

**答** 森田教育長

市の方針に沿って進めていく考えである。

**問** 市民の合意が大前提だが平成29年度中に枠組みが出来た後の計画工程を問う。

**答** 横山市長

保護者・地域の意見を集約した後、移転統合の枠組みを決定したいと考える。決定後は速やかに建設に向けて取り組みを進めていく。

**問** この案が高台移転を加速させる理由と有意義な財源投資を集中させ、県下の教育環境を作るのか問う。

**答** 横山市長

統合することによって、集中投資が可能となり、教育環境面や防災環境面等の充実が図れると考える。

## 議案等の議決結果及び各議員の賛否の状況

議案番号	件名	議決結果	長野	小松	藤田	小松	徳久	山下	宇田	吉川	米田	川島	山下	安藝	小松	尾原
			弘昌	進也	仲也	進	研二	裕	卓志	孝勇	佐代子	憲彦	正浩	久美子	文人	進一
平成 28 年第 4 回定例会																
99	権利の放棄に関する件	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	×	○	○	○
107	平成 27 年度安芸市一般会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	×	○	×	○	○
108	平成 27 年度安芸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○
109	平成 27 年度安芸市元気バス事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
110	平成 27 年度安芸市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	×	-	○	×	×	×	○	○
111	平成 27 年度安芸市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
112	平成 27 年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
113	平成 27 年度安芸市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
114	平成 27 年度安芸市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
115	平成 27 年度安芸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	×	×	×	○	○
116	平成 27 年度安芸市住宅団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
117	平成 27 年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
118	平成 27 年度安芸市水道事業会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
123	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件	同意														
124	(仮称) 染井・安芸統合保育所新築建築主体工事請負契約の一部変更の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
125	安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例	可決	○	×	○	○	○	×	×	-	○	○	×	○	○	○
126	安芸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○
127	安芸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○

議案番号	件名	議決結果	長野弘昌	小松進也	藤田仲也	小松進	徳久研二	山下裕	宇田卓志	吉川孝勇	米田佐代子	川島憲彦	山下正浩	安藝久美子	小松文人	尾原進一
128	安芸市市税条例等の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
129	安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決	○	○	×	○	○	○	×	-	○	×	×	×	○	○
130	安芸市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	×	○	×	○	○
131	東川辺地総合整備計画変更の件	可決	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○
132	和解及び損害賠償の額の決定に関する件	可決	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○
133	平成 28 年度安芸市一般会計補正予算（第 3 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
134	平成 28 年度安芸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	可決	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○
135	平成 28 年度安芸市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
136	平成 28 年度安芸市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
137	平成 28 年度安芸市住宅団地整備事業特別会計補正予算（第 3 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
138	平成 28 年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
139	平成 28 年度安芸市水道事業会計補正予算（第 2 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
140	保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書	可決	○	○	×	○	○	×	×	-	×	○	×	○	○	○

※「○」：賛成、「×」：反対、「欠」：欠席、「退」：退席、「-」：議長につき表決に加わらず。  
 ※人事案件については賛否の公表はいたしません。

## 第 4 回定例会報告

報告番号	件名	結果
17	専決処分の報告について	受理



### 会議録の閲覧

会議録の閲覧を希望される方は、市民図書館、女性の家及び各公民館（安芸・赤野・穴内・黒鳥・井ノ口・栃ノ木・土居・江川・伊尾木・川北・東川）に備えてありますので、ご利用ください。  
 また、市ホームページでも閲覧できます。

安芸市議会会議録

検索



3月定例会

会期日程(予定)

- 6日 開会
- 9日 質疑
- 10日 総務文教委員会
- 13日 産業厚生委員会
- 15日 一般質問
- 16日 一般質問
- 17日 一般質問
- 21日 採決  
閉会

議会の傍聴はどなたでもできます。

「市議会からのお知らせ」(会期日程及び一般質問の通告内容)を各公民館に配付していますのでご覧ください。

次の定例会は3月です。

(問い合わせ)

議会事務局

TEL 三五・一〇一九

FAX 三五・一〇二七

議会日誌

11月

- 1日 高知県戦没者追悼式(高知市)
- 2日 全国広域連携市議会協議会理事会(東京)
- 7日 平成27年度決算審査特別委員会
- 9日 議会広報特別委員会
- 9日 全国市議会議長会評議員

12月

- 5日 議会運営委員会
- 10日 安芸市戦没者追悼式
- 10日 千歳県富里市議会行政視察のため来市
- 11日 平成27年度決算審査特別委員会
- 12日 安芸桜ヶ丘高等学校創立50周年記念式典
- 13日 平成鷹の子書展開幕式
- 15日 南海地震対策調査特別委員会
- 18日 総務文教委員会
- 20日 議会(東京)
- 26日 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合議会定例会(奈半利町)
- 26日 安芸広域市町村圏事務組合議会定例会
- 22日 議会広報特別委員会
- 26日 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合議会定例会(奈半利町)
- 22日 議会広報特別委員会

1月

- 23日 議会運営委員会行政視察(土佐清水市・四万十市)
- 24日 南海地震対策調査特別委員会

【編集後記】

1月行く・2月逃げる・3月去るの言葉。

市議会だよりが皆様のお手元に届く頃には、花の便りも間近になっている事だと思います。

12月議会では10人が登壇し、市長挨拶にもありました小中学校の移転・統合、看護学校設立への取り組み等、教育行政中心に将来のまちづくり、人材育成の議論が行われました。

1月は成人式、市立安芸中がアンサンブルコンテスト県代表に、伊尾木小学校防災倉庫引き渡し式、小中学生選抜書展、桜ヶ丘高校ビジネスO A部の県地場産業次世代賞、県立大生の入河内大根収穫・販売等、地域に対し、学生の明るい話題が多く感じとられました。そこにはご家族、先生、友人、地域の方々等、多くの支えによるものだと改めて思います。

2月は阪神キャンプ、3月は志国高知幕末維新博が開幕し、県内外より多くの方が安芸市を訪れます。地域の宝は「人」。新たな門出、多くの出会いの中で、郷土愛を育み、地域の活力に繋がる事を、心から願っています。

議会広報特別委員会副委員長 長野 弘昌

議会、議会だよりについてのお問い合わせは議会事務局へ  
TEL 35-1019(直通) FAX 35-1027